

沖縄県石垣市美崎町6番地の6

株式会社 先島ガス

代表取締役 玉城 守雄

☎ (0980)82-4773

子育て世帯へのガス料金還元プラン

内 容	○子育て世帯へ、ガス料金の一部を還元します
対 象	○以下要件すべてに合致する世帯 ※簡易ガス事業(真喜良団地、登野城団地、新川第2団地、県職 新川市営住宅、陸上自衛隊宿舎)は対象外です(注1)
要 件	・先島ガスのお客さまである ・1世帯の子どもが3名以上である ・子の年齢が 0歳以上から高校卒業まで の間にある ※15歳以上は、就学中の子に限る。未就学者は支給対象外。 ・子と生計を同じくしている(同居)
還 元 額	○ガス使用料金(税抜き)の10% ※3か月以上の未納がある場合は、ガス料金へ充当となる場合がございます。
還 元 開 始 月	○申請月の翌月から還元対象となり、さかのぼっての支給は不可
還 元 期 間	○支給対象の子が、要件から外れるまでの間
算 定 期 間	○還元期月の前月までの6か月間
還 元 期 月	○年2回(7月、1月) ①7月(1-6月分) ②1月(7-12月分)
還 元 方 法	○お客さまが指定する銀行口座へ振込
申 請 先	○先島ガス事務所(窓口にて申請書の記入をお願いします)
申請に必要なもの	○申請者、該当子の住所および年齢が確認できるもの(住民票、健康保険証等) ○振込先の金融機関の口座番号が確認できるもの(預金通帳等)
そ の 他	○会社の経営上のやむを得ない理由で、当支援が終了となる場合もあります。 ○対象子が受給資格に該当していることを確認の上、支給開始となります。 ○家族構成に変更があった場合は、新たに申請下さい。

(注1) 簡易ガス事業法の料金は、沖縄総合事務局長による認可料金となります。
ガス事業者が独自で料金を決めることができないため、当プラン対象外となります。

受 付 日	該当児童	受付担当
	名	